時津中央第2土地区画整理事業だより NO.42

発行:時津町 建設部 区画整理課

TEL: 095-882-3846 FAX: 095-882-5648 E-mail: kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp

【1. 審議会委員が交代しました】

学識経験を有する委員である四田忠夫委員が辞任され、新たに井手 宏委員が学識経験を有する委員として選任されました。任期は、令和4年2月10日から令和8年1月22日までです。

また、令和4年2月10日開催の第34回時津中央第2土地区画整理審議会において、会長代理であった加藤清四郎委員が新たに会長として、井手委員が会長代理として選出されました。

【2. 都市計画道路 冬切線~西時津左底線(元村工区)が開通しました】



令和3年12月16日(木)に都市計画道路「冬切線~西時津左底線(元村工区)」が開通しました。工事期間中は、皆様のご協力を賜り、誠にありがとうございました。

【3. 茶屋ノ本公園の供用を開始しました】



令和4年6月20日(月)に「茶屋ノ本公園」の供用を開始しました

「茶屋ノ本公園」は元村町営住宅南側の高台 に位置しており、北は大村湾、南は横尾方面、 東は長与方面が望めます。

ぜひ、ご利用ください。

【4. 用途地域及び地区計画変更に関する説明会のお知らせ】

日時:令和4年7月13日(水)19:00~ 場所:時津町役場第2庁舎4階大会議室

内容:①**用途地域**の変更について(時津中央第2土地区画整理事業関係)

- …土地区画整理事業の整備状況を踏まえ、幹線道路である西時津左底線の沿道利用を 考慮するため、用途地域の変更を行うものです。
- ②地区計画の変更について (時津中央第2土地区画整理事業関係)
- …用途地域の変更にあわせて、幹線道路である西時津左底線の沿道利用を考慮しながら、良好な居住環境の保全と都市景観の向上を推進するために、現行の「時津中央第2西部地区計画」の区域、地区整備計画及び名称の変更を行うものです。
- ※図面及び地区計画の内容については、別紙①~③を参照

★「用途地域」とは

→良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能 的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ペい率、高さなどを規制・ 誘導する都市計画の制度です。

★「地区計画」とは

- →用途地域を補完し、建築物の用途や敷地面積、意匠形態などの決まりを定めて良好なまち づくりを行う都市計画の制度です。
- ※前日12日にも都市計画の決定・変更に関する説明会が開催されます。内容は下表のとおりですが、13日はそのうちの区画整理に関する内容(赤線部分①②)を抜粋してご説明するものです。

なお、12日の説明会については町広報紙(7月号)及び町ホームページに詳細が掲載されています。

決定・変更する都市計画の内容

No	都市計画 の種類	名称
1	道路	「都市計画道路(3・5・303号)西時津左底線」の変更
2		「都市計画道路(3・5・310号)西時津小島田線」の変更
3	用途地域	「都市計画用途地域(時津第10工区埋立事業地)」の変更
4		「都市計画用途地域(時津中央第2土地区画整理事業地)」の変更
5	地区計画	「都市計画地区計画(時津のだ地区計画)」の決定
6		「都市計画地区計画 (十工区地区計画)」の変更
7		「都市計画地区計画(時津中央第2土地区画整理地区計画)」の変更